

平成17年第1回大仙市議会定例会会議録第6号

---

平成17年6月27日（月曜日）

---

議事日程第6号

平成17年6月27日（月曜日）午前10時開議

---

- 第 1 報告第16号 専決処分報告について（平成16年度大仙市一般会計暫定補正予算（第1号）） （各委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 報告第23号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例） （総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 議案第30号 大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について （総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 4 議案第39号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について （総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 5 議案第40号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について （総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 議案第37号 大仙市過疎地域自立促進計画について （企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 議案第32号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 8 報告第17号 専決処分報告について（平成16年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号）） （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 9 報告第19号 専決処分報告について（平成16年度大仙市学校給食事業特別会計暫定補正予算（第1号）） （教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第10 報告第29号 専決処分報告について（平成17年度大仙市老人保健特別会計  
暫定補正予算（第1号））  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第11 議案第34号 大仙市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正す  
る条例の制定について  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第12 議案第36号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第13 議案第49号 平成17年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入について  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第14 報告第24号 専決処分報告について（仙北町福祉条例の一部を改正する条  
例） （健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第15 報告第25号 専決処分報告について（角館町が保育を実施する児童に大仙市  
立保育所を使用させることについての大仙市と角館町との間に  
おける協議） （健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第16 報告第26号 専決処分報告について（足利市が保育を実施する児童に大仙市  
立保育所を使用させることについての大仙市と足利市との間に  
おける協議） （健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第17 報告第27号 専決処分報告について（西木村が保育を実施する児童に大仙市  
立保育所を使用させることについての大仙市と西木村との間に  
おける協議） （健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第18 報告第28号 専決処分報告について（大田区が保育を実施する児童に大仙市  
立保育所を使用させることについての大仙市と大田区との間に  
おける協議） （健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第19 議案第33号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
（健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第20 議案第46号 平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会  
計への繰入について  
（健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 2 1 議案第 4 7 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入について  
(健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 4 8 号 平成 1 7 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入について  
(健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 報告第 2 2 号 専決処分報告について(西仙北町中小企業の融資斡旋に関する条例等を廃止する条例)  
(農林商工委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 3 1 号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について  
(農林商工委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 4 5 号 平成 1 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入について  
(農林商工委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 報告第 1 8 号 専決処分報告について(平成 1 6 年度大仙市土地区画整理事業特別会計暫定補正予算(第 1 号))  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 報告第 2 0 号 専決処分報告について(平成 1 6 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入)  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 報告第 2 1 号 専決処分報告について(平成 1 6 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算(第 1 号))  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 3 5 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 3 8 号 財産の処分について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 4 1 号 平成 1 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 4 2 号 平成 1 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入について  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 3 3 議案第 4 3 号 平成 1 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 4 4 号 平成 1 7 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 5 0 号 平成 1 7 年度大仙市一般会計予算  
(各委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 議案第 7 6 号 平成 1 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 号)  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 5 3 号 平成 1 7 年度大仙市土地取得特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 8 議案第 6 7 号 平成 1 7 年度大仙市内小友財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 9 議案第 6 8 号 平成 1 7 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 議案第 6 9 号 平成 1 7 年度大仙市大沢郷財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 議案第 7 0 号 平成 1 7 年度大仙市荒川財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 議案第 7 1 号 平成 1 7 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 7 2 号 平成 1 7 年度大仙市船岡財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 議案第 7 3 号 平成 1 7 年度大仙市淀川財産区特別会計予算  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 5 1 号 平成 1 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 5 2 号 平成 1 7 年度大仙市老人保健特別会計予算  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度大仙市学校給食事業特別会計予算  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 4 8 議案第 5 6 号 平成 1 7 年度大仙市奨学資金特別会計予算  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 6 6 号 平成 1 7 年度大仙市スキー場事業特別会計予算  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 7 4 号 平成 1 7 年度市立大曲病院事業会計予算  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 議案第 6 3 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算  
(健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 議案第 6 4 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算  
(健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 3 議案第 6 5 号 平成 1 7 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算  
(健康福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 4 議案第 6 2 号 平成 1 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算  
(農林商工委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 5 4 号 平成 1 7 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 6 議案第 5 7 号 平成 1 7 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 7 議案第 5 8 号 平成 1 7 年度簡易水道事業特別会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 8 議案第 5 9 号 平成 1 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 9 議案第 6 0 号 平成 1 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 0 議案第 6 1 号 平成 1 7 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 1 議案第 7 5 号 平成 1 7 年度大仙市上水道事業会計予算  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 2 請願第 1 号 定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書採択に関する事  
について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 6 3 陳情第 3 号 「骨太方針 2 0 0 5」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求めることについて  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 4 陳情第 2 号 モーター風旅館建設に反対することについて  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 5 陳情第 1 号 国土調査事業の県内業者育成に関することについて  
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 6 議案第 7 7 号 監査委員の選任について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 7 議案第 7 8 号 監査委員の選任について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 8 議案第 7 9 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 9 議案第 8 0 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 0 議案第 8 1 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 1 議案第 8 2 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 2 議案第 8 3 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 3 議案第 8 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 4 議案第 8 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 5 議案第 8 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 6 議案第 8 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 7 議案第 8 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 8 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 7 9 議案第 8 9 号 大仙市助役定数条例の制定について  
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 0 議案第 9 0 号 大仙市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定について  
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 8 1 議案第 9 1 号 大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 2 陳情第 4 号 特定共同企業体形式の発注に関することについて  
(委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 3 陳情第 5 号 特定共同企業体形式の発注に関することについて  
(委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 4 意見書案第 1 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 5 意見書案第 2 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について  
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 6 決議案第 1 号 「非核平和都市宣言」に関する決議 (表 決)
- 追加日程第 1 議案第 9 2 号 助役の選任について (説明・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 2 議案第 9 3 号 助役の選任について (説明・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 3 会期延長の件

出席議員 ( 1 2 3 人 )

1 番 藤 田 和 久	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 高 松 昭 一	5 番 田 中 孝 悦	6 番 今 野 鴻 業
7 番 佐々木 昌 志	8 番 佐 藤 耕 悦	9 番 安 部 寛 治
1 0 番 小 松 一 義	1 1 番 渡 邊 秀 俊	1 2 番 進 藤 聆 爾
1 3 番 川 原 誠 徳	1 4 番 佐々木 金 治	1 5 番 佐 藤 勝 美
1 6 番 高 橋 照 雄	1 7 番 菊 地 喜代司	1 9 番 杉 澤 千恵子
2 0 番 仲 村 力 夫	2 1 番 北 村 稔	2 2 番 児 玉 裕 一
2 3 番 鈴 木 三 男	2 4 番 竹 原 弘 治	2 5 番 伊 藤 晴 敏
2 6 番 加 藤 博 康	2 7 番 千 葉 次 郎	2 8 番 三 浦 一 夫
3 1 番 佐々木 秀 治	3 2 番 高 橋 恵五郎	3 3 番 伊 藤 長 一
3 4 番 伊 藤 祐 耕	3 5 番 佐々木 清二郎	3 7 番 菊 地 幸 悦
3 8 番 齊 藤 正 俊	3 9 番 佐 藤 孝 次	4 0 番 山 崎 栄 一
4 2 番 大 野 忠 夫	4 3 番 伊 藤 晴 通	4 4 番 田 村 一 郎
4 5 番 千 葉 友 悦	4 6 番 千 葉 健	4 7 番 豊 嶋 明

48番	小笠原	悌二郎	49番	大野	清昭	50番	佐藤	隆盛
51番	高橋	清之助	52番	鈴木	長生	54番	佐々木	恒男
55番	大坂	義徳	56番	熊澤	龍雄	57番	藤嶋	次男
58番	能味	岑一	59番	武藤	清	60番	田中	喜一郎
61番	鎌田	正	62番	三浦	泰治	63番	高橋	篤朗
64番	鈴木	静男	66番	進藤	文五郎	67番	土井	文夫
68番	川原	忠夫	69番	福原	信男	70番	伊藤	克輝
71番	亀井	義信	72番	佐藤	泰久	73番	藤谷	一誠
74番	大坂	猛夫	75番	鈴木	勝博	76番	高橋	敏英
77番	畦田	健	78番	佐々木	十三夫	79番	小松	栄治
80番	佐々木	與一	81番	戸堀	實	82番	富岡	弘
83番	今野	智	85番	小西	郁雄	86番	鈴木	誠一
87番	小松	悦歩	88番	本多	良典	89番	伊藤	清
90番	佐藤	芳雄	91番	高橋	孝夫	92番	鈴木	孝篤
93番	加藤	勲	95番	佐藤	一	96番	後藤	昌伸
97番	大橋	秀	98番	藤田	君雄	99番	小山	緑郎
100番	橋本	五郎	101番	茂木	隆	102番	大山	茂
103番	大山	利吉	104番	出原	武郎	105番	門脇	茂雄
106番	佐々木	圭一	107番	佐藤	清吉	108番	佐々木	忠雄
109番	小山田	トシ	111番	信田	勇一	113番	加藤	孝悦
114番	高橋	一志	115番	原	則雄	116番	長澤	春男
117番	高橋	幸晴	118番	菅原	長左衛門	120番	木元	正一郎
121番	草薨	忠誠	122番	斉藤	博幸	123番	鈴木	辰美
124番	大河	昇	125番	松本	博	126番	鈴木	馨
127番	鈴木	隆太郎	128番	岡田	博介	129番	三浦	圭光
130番	高貝	昌伸	131番	長沢	典雄	132番	斎藤	幸巳
134番	門脇	一男	135番	高橋	長一郎	136番	佐々木	洋一

欠席議員（3人）

94番	今野	篤	110番	小松	重文	133番	小柳	悦朗
-----	----	---	------	----	----	------	----	----

---

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	教 育 長	笹 元 嘉 辰
総 務 部 長	久 米 正 雄	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	高 橋 源 一	健康福祉部長	根 本 正 進
農林商工部長	金 正 行	建 設 部 長	鎌 田 栄 治
病院事務長	高 橋 大 樹	水 道 局 長	田 口 良 邦
国体準備事務局長	中 嶋 喜代博	教 育 次 長	相 馬 義 雄
教 育 次 長	毛 利 博 信	大曲総合支所長	川 越 貞 友
神岡総合支所長	鈴 木 三 郎	西仙北総合支所長	佐 藤 主 憲
中仙総合支所長	大 野 繁	協和総合支所長	武 藤 芳 和
南外総合支所長	佐々木 宏	仙北総合支所長	藤 肥 康 弘
太田総合支所長	金 谷 道 男	総務部庶務課長	元 吉 峯 夫
総務部財政課長	小 林 幸 悦	企画部総合政策課長	小 松 辰 巳

---

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	主 幹	齊 藤 茂
副 参 事	高 橋 薫	副 主 幹	鈴 木 康 悦
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 席 主 査	佐々木 孝 雄	主 査	佐 藤 マ キ
主 任	高 橋 正 人	主 事	菅 原 直 久

---

午前10時00分 開 議

○議長（加藤 勲君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は、94番今野篤君、110番小松重文君、133番小柳悦朗君であります。遅刻の連絡のあったのは、1番藤田和久君であります。31番佐々木秀治君、67番土井文夫君、129番三浦圭光君であります。

---

○議長（加藤 勲君） 本日の議事は、日程第6号をもって進めます。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第1、報告第16号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。最初に総務常任委員長102番大山茂君。

○総務常任委員長（大山 茂君）【登壇】 今期定例会、本会議第5日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る21日に委員会を開催し審査してまいりましたので、ご報告申し上げます。

今回の暫定補正予算は、旧市町村借入金返済金や国民健康保険事業特別会計などへの繰出金の補正並びに市債額が3月31日に確定になったことに伴う補正であり、歳入歳出それぞれ1億5,999万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億7,624万8千円としたものでございます。

当委員会に付託された部分について報告いたします。

歳入については、20款諸収入、補正額1億5,819万1千円であり、内訳は旧市町村歳計剰余金が1億5,419万1千円、他会計貸付金返還金が400万円の補正であります。

21款市債は、道路整備事業債として180万円の補正であります。

歳出につきましては、13款諸支出金で旧市町村借入金返済金として3,000万円の補正であり、旧市町村での合併前の支払いに係わる資金繰りの関係で、当初見込みより3,000万円多く借り入れることにより、返済金の補正であります。

格別の質疑がなく当局の報告を了とし、承認すべきことに決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長100番橋本五郎君。

○教育民生常任委員長（橋本五郎君）【登壇】 おはようございます。教育民生常任委員会の報告をいたします。

本定例会は、本会議第5日に当委員会に審査付託になりました事件につき、去る21日と22日の2日間にわたり委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

報告第16号、専決処分報告について（平成16年度大仙市一般会計暫定補正予算（第1号））のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、3款1項1目社会福祉総務費は、国民健康保険事業特別会計へ繰出金に1億2,202万5千円を追加し、補正後の額を2億8,634万7千円とするものであります。

格別なる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長91番高橋孝夫君。

- 建設水道常任委員長（高橋孝夫君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第5日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る21日に委員会を開催し審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

報告第16号、専決処分報告について（平成16年度大仙市一般会計暫定補正予算（第1号））のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、4款衛生費は環境衛生費に596万6千円を増額補正し、補正後の額を3億8,695万1千円とするものであります。

内訳につきましては、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金が確定したことにより、その不足分を一般会計から繰り出しするものであります。

8款土木費は都市計画総務費に200万円を増額補正し、補正後の額を2億4,621万円とするものであります。

内訳につきましては、大曲駅前第2地区区画整理事業において借入金の返済に不足を生じたため、一般会計から繰り出しするものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより報告第16号原案について採決いたします。本件は、承認とすることに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第2、報告第23号から日程第5、議案第40号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長102番大山茂君。

○総務常任委員長（大山 茂君） 【登壇】 総務常任委員会に付託されました4件の事件につきまして、その経過及び結果について順次ご報告申し上げます。

初めに報告第23号でございますけれども、専決処分報告については、地方税法の一部改正による法律・政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、一部を除き本年4月1日から施行されたものに伴い、当市税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

内容といたしましては、個人市民税関係・固定資産税関係・譲渡所得関係等の所要の条文整理を行ったものであります。

格別の質疑等はなく当局説明を了とし、承認すべきことに決した次第でございます。

次に議案第30号、大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定については、合併前の各市町村の基金に係わる利子が確定したことに伴い、基金に当該利子を繰り入れるもので、基金の額が6億7,189万円から6億7,189万3千円へ3千円増額するものであります。

格別の質疑等はなく当局説明を了とし、原案のとおり可決すべきことに決した次第でございます。

次に議案第39号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてでございます。議案第40号、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については、関連があり一括審査した次第ですが、議案第39号については市町村合併並びに一部事務組合の解散及び名称変更に伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更の必要があることから、また、議案第40号についても同様に秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

格別の質疑等はなく当局説明を了とし、原案のとおり同意すべきことに決した次第でございます。

以上で報告終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、報告第23号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に議題となっております案件中、議案第30号を採決いたします。本件に関する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に議題となっております案件中、議案第39号及び議案第40号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は、同意であります。本2件は、委員長報

告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しました。

---

○議長(加藤 勲君) 日程第6、議案第37号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画常任委員長134番門脇一男君。はい、134番。

○企画常任委員長(門脇一男君) 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議5日目の去る6月20日に当常任委員会に審査付託となりました議案第37号、大仙市過疎地域自立促進計画について、6月21日に常任委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯及び結果についてご報告いたします。

この大仙市過疎地域自立促進計画策定について、当局から策定の経緯と概要が次のように説明されました。

従来から旧西仙北町、旧協和町、旧南外村の3町村が過疎地域の指定を受けておりましたが、市町村の廃置分合があった場合の特例として、大仙市が過疎地域とみなされる市町村として公示されたことから、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、地域の自立促進の基本的な事項や各分野における振興策などを定めた過疎地域自立促進市町村計画の策定が必要となったもので、今般、県との協議が整い、議会の議決を得たいとするものであります。

過疎地域の指定を受けますと、国庫補助率の嵩上げや過疎対策事業債の発行など有利な対策を受けることができますが、そのためには過疎計画に記載されていることが前提条件となります。

また、計画の作成にあたっては、大仙市まちづくり計画を基盤とし、過疎指定を受けていた旧3町村の計画及び大仙市まちづくり計画の全市事業、それと過疎指定を受けていなかった5市町の事業のうち、過疎債の対象となり得る1億円以上の事業を盛り込んだものであります。

なお、計画期間は平成17年度から平成21年度までの5カ年となっていることなどが説明されました。

質疑において、「バス路線のない地域へシャトルバスの配備など、高齢者の利便性に

配慮していただけないか」との質疑に対し、「高齢者等の公共交通の確保については、旧市町村独自の対策を講じており、大仙市においても継続している。大仙市としての公共交通が整備されていない地域の高齢者等の交通確保については今後検討したい」との答弁がありました。また、「各事業の具体的な計画年次が示されていないがどうか」、「事業実施年次計画を提出していただきたい」、「この計画はどの程度達成できるとお考えか」などの質疑が出され、「過疎地域自立促進計画は、原則、大仙市まちづくり計画からスライドさせたものであり、事業計画上は旧市町村の計画年次をはり付けている」ことや「過疎債には配分枠があり、すべてに過疎債が適用できるとはいえないが、事業実施にあたり過疎債の対象とならない場合は、合併特例債などのほかの起債や補助事業等、有利な財源で対応したい」などの答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（加藤 勲君） 次に日程第7、議案第32号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。100番。

- 教育民生常任委員長（橋本五郎君） 【登壇】 議案第32号をご報告いたします。

議案第32号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、旧大曲市の税率を規定しておりました当該条例について、当初予算の編成

にあたり今後の国保財政の状況等を勘案し、税率の改正を行うものであります。

税率を上げた経緯及びその根拠、基金の持ち出し、滞納の未収金について2、3の質問の後、討論において「合併前、市民に対してサービスは高く、負担は低くと説明してあったにもかかわらず、合併直後に市民にとって一番重税感のある国民健康保険税の税率を引き上げることにした本案には反対である」との討論があり、これに対して、「当局が苦慮の末、編成した予算であり、国保税滞納の問題も含めた今後の見通しをしっかりと立てていただくことを当局にお願いをし、本案に賛成するもの」との討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。9番安部寛治君。はい、9番。

- 9番（安部寛治君）【登壇】 私は、この国民健康保険税に採択に反対する立場から討論いたします。

といいますのは、先ほどの委員会でも討論があったと思われませんが、やはり合併した時点で従前の税率、予想された税率税額になっているというふうに全般的な住民が思っていたところに、それでは足りないんだと、税金を上げなきゃいけないという当局側の説明。しかし、これに対して極端に上がる地域が出てくる。そういうことを考慮しているのかと思えば、そうじゃなく、当局側は基金を取り崩しして値下げしたじゃないかと、そういう言い方で反論してきました。これは討論の時、そう言っています。したがって、税金下げたんだから上がるのが当たり前という考え方ではおかしいと。もともとこれは目的税なんで、基金が増えるっていうことは当初予算の時にやはり町の段階では総額が小さいので税金の上限、総額の枠の上限が大きいものです。ですから基金が大きくなったり小さくなったりするのは、町としての単位では当然のことだったわけです。それを基金を取り崩して下げたという一方的な言い方で、これから値上げするのに反論するな

というような雰囲気発言では全く同意できないわけです。当然ながら、国民保険税そのものも非常に重税なわけです。これを今回緩和していく、急激な変化に緩和していくという措置が全く見られないという点があります。したがって、私はこの税条例に反対いたします。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 【起立】

○議長（加藤 勲君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第8、報告第17号から日程第13、議案第49号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。

○教育民生常任委員長（橋本五郎君） 【登壇】 報告第17号、ご報告いたします。

報告第17号、専決処分報告について（平成16年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号））につきましては、財政安定化基金、職員人件費等の一般会計繰入金及び旧市町村歳計剰余金の確定による歳入予算の組み替え補正であります。

内容といたしましては、職員給与費等の繰入金、出産一時金及び財政安定化支援事業の額の確定に伴い、8款2項1目一般会計繰入金に1億2,202万5千円を追加し、10款2項1目雑入による同額を減額したものであります。

格別なる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に報告第19号、専決処分報告について（平成16年度大仙市学校給食事業特別会計暫定補正予算（第1号））につきましては、平成16年度における本会計の予算執行にあたり借入金が増額されたため、1款1項1目の給食事業費の需用費を200万円減額をして、補正後の額を5,005万5千円とし、他会計借入金返済金の補償、補填及び

賠償金を200万円増額をして、補正後の額を3,300万円としたものであります。

格別のなる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に報告第29号、専決処分報告について（平成17年度大仙市老人保健特別会計暫定補正予算（第1号））につきましては、平成16年度老人保健特別会計において国・県からの負担金について歳入欠陥が生じるため、出納整理期間内に平成17年度からの繰上充用が必要となったことによる補正であります。

内容といたしましては、平成17年度予算から6,180万1千円を繰上充用し、補正後の歳入予算の総額を14億8,706万円とし、歳出予算の総額25億5,450万4千円としたものであります。

格別なる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に議案第34号、大仙市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、旧大曲市においては、高額療養資金貸付事業の実施主体は国保医療協会が行っており、これまで基金に繰り入れしておりませんでした。新たに旧大曲市分の基金に積み立てるものであります。

内容につきましては、これまでの基金額3,418万1千円に881万9千円を追加して4,300万円とするものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第36号、大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旧中仙町で保育所と幼稚園の複合施設として平成16年度に着手した施設を平成17年8月1日に開設するのにあたり、条例中の大仙市立中仙幼稚園の位置を改めるものであります。

格別なる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第49号、平成17年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入についてにつきましては、スキー場事業特別会計予算案はリフト機があります協和スキー場及び大曲ファミリースキー場の2つの事業所の予算であります。雪不足及びスキー人口減によるリフト収入減少のため一般会計から1,979万1千円以内を繰り入れするものであ

ります。

各スキー場に対して予算の繰入額についての質疑がありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、報告第17号、報告第19号及び報告第29号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は、承認であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、承認することに決しました。

次に議題となっております案件中、議案第34号、議案第36号及び議案第49号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は、原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（加藤 勲君） 次に日程第14、報告第24号から日程第22、議案第48号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。健康福祉常任委員長79番小松栄治君。はい、79番。

- 健康福祉常任委員長（小松栄治君） 【登壇】 それでは、私からは健康福祉常任委員会の委員長報告をいたします。

今期定例会、本会議第5日目に当委員会に審査付託になりました事件につき、去る21日と23日の2日間にわたり委員会を開催し審査いたしましたので、その経過と結

果につきまして順次報告いたします。

報告第24号、専決処分報告（仙北町福祉条例の一部を改正する条例）につきましては、合併協議において平成17年度から統一した制度運用を行うこととしていた長寿祝金制度について、合併後から平成16年度末までに長寿祝金の支給対象者、3月29日生まれの方がおりましたこと、また存続となった他の給付制度、障害年金・重度障害年金と一緒に規定されていたため、暫定施行されていた仙北町の条例の中から長寿祝金に係わる部分を除くほか、所要の条文の整理を行う条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項に基づき4月1日付けで専決処分したものであります。

審査の結果、格別なる質疑等もなく当局説明を了といたし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり承認するものと決した次第であります。

次に報告第25号、専決処分報告（角館町が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての仙市と角館町との間における協議）につきましては、保育所広域入所に関するもので、地方自治法第244条の3第2項の規定により当事者となる自治体の協議が必要とされておりますが、太田保育所を利用したいとの旨の意思表示がなされた関係から、同法第179条第1項の規定による専決処分したものであります。

審査の結果、格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり承認するものと決した次第であります。

次に報告第26号、専決処分報告（足利市が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての仙市と足利市との間における協議）につきましては、保育所広域入所に関するもので、地方自治法第244条の3第2項の規定により当事者となる自治体の協議が必要とされておりますが、船岡保育園を利用したい旨の意思表示がなされた関係から、同法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

審査の結果、格別なる質疑等もなく当局説明を了といたしまして、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり承認するものと決した次第であります。

次に報告第27号、専決処分報告（西木村が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての仙市と西木村との間における協議）につきましては、保育所広域入所に関するもので、地方自治法第244条の3第2項の規定により当事者となる自治体の協議が必要とされておりますが、中仙保育園を利用したい旨の意思表示がなされた関係から、同法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

審査の結果、格別なる質疑等もなく当局説明を了といたしまして、出席委員一致を

もって、本案は原案のとおり承認するべきものと決した次第であります。

次に報告第28号、専決処分報告（大田区が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての大仙市と大田区との間における協議）につきましても、保育所広域入所に関するもので、地方自治法第244条の3第2項の規定により当事者となる自治体の協議が必要とされておりますが、太田保育園を利用したい旨の意思表示がなされた関係から、同法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

審査の結果、格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり承認するべきものと決した次第であります。

議案第33号を報告いたします。

議案第33号は大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今回の改正は平成16年・17年の2カ年にわたり、それぞれの建設事業を進めてまいりました仙北南保育園移転改築、協和保育園と峰吉川保育園を統合し新たに協和保育園を設置する新築事業、中仙地区の中仙保育所とへき地保育所の3カ所を統合する中仙西保育所の建設事業の3事業が今般完成することに伴い、第2条の表中「中仙保育所」の項を削り「中仙西保育園」を加え、協和保育園と峰吉川保育園が統合することにより「峰吉川保育園」の項を削り、仙北南保育園に関しましては位置の変更を行うものであります。

格別なる質疑等もなく当局の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決するものと決した次第であります。

次に議案第46号、平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入につきましても、合併協定により大仙市に引き継ぎされました旧協和町営特別養護老人ホーム峰山荘、旧中仙町営桜寿苑、仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合での運営をしておりました福寿園、愛幸園の4施設の平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計に、平成17年度大仙市一般会計から7,748万1千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり可決するものと決した次第であります。

次に議案第47号、平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入につきましても、合併協定により大仙市に引き継ぎされました旧中仙町営老人

保健施設八乙女荘、仙北西部老人保健施設一部事務組合での運営しておりました幸寿園の2施設の平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計に、平成17年度大仙市一般会計からの1億1,037万3千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決するものと決した次第であります。

次に議案第48号、平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入につきましては、合併協定により大仙市に引き継ぎされました仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合で運営しておりました福寿園、愛幸園、旧中仙町営の特別養護老人ホーム桜寿苑、協和デイサービスセンター、デイサービスセンター南外の5施設で実施している老人デイサービス事業特別会計に、平成17年度大仙市一般会計から6,455万2千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決するべきものと決しました次第であります。

報告を以上で終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、報告第24号、報告第25号、報告第26号、報告第27号及び報告第28号の5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は、承認であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本5件は、承認することに決しました。

次に議題となっております案件中、議案第33号、議案第46号、議案第47号及び議案第48号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は、原案可

決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(加藤 勲君) 次に日程第23、報告第22号、日程第24、議案第31号及び日程第25、議案第45号の3件を一括して議題といたします。

本3件に対し、委員長の報告を求めます。農林商工常任委員長21番北村稔君。21番。

○農林商工常任委員長(北村 稔君) 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第5日目に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る21日に委員会を開催し審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

初めに報告第22号、専決処分報告について(西仙北町中小企業の融資斡旋に関する条例等を廃止する条例)につきましても、中小企業融資斡旋制度は平成17年度から新たな要綱を制定し、統一した制度運用を行うこととしており、暫定施行となっていた西仙北町、仙北町及び太田町の中小企業の融資斡旋に関する条例の廃止について、去る4月1日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に議案第31号、大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましても、未計上となっていた基金利子の確定に伴い、これを基金に繰り入れるとともに新市移行の際に集約した基金額に二重計上したものがあつたため、二重計上分の訂正を併せて行うものであります。

この改正により、基金額を7,097万1千円から11万5千円減額し、7,085万6千円とするものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第45号、平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入についてにつきましても、平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計に平成17年度一般会

計から5億7,302万7千円以内を繰り入れるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、報告第22号を採決いたします。本件に関する委員長報告は、承認であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

次に議題となっております案件中、議案第31号及び議案第45号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は、原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（加藤 勲君） 次に日程第26、報告第18号から日程第34、議案第44号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長91番高橋孝夫君。

- 建設水道常任委員長（高橋孝夫君） 【登壇】 初めに報告第18号、専決処分報告について（平成16年度大仙市土地区画整理事業特別会計暫定補正予算（第1号））につきましては、旧市町村の合併前の支払いに係わる資金繰りの関係で、当初見込みよりも200万円多く借り入れたことによる返済金の補正であり、歳入歳出暫定予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、補正後の予算総額を17億2,516万円とするもので

あります。

歳入につきましては、5款繰入金は一般会計繰入金として200万円の増額補正であります。

また歳出につきましては、他会計より借入金返済金の確定により200万円の増額補正するものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

次に報告第20号、専決処分報告について（平成16年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入）につきましては、地方財政法第6条の規定に基づき、当市特定地域生活排水処理事業の推進を図るため、平成16年度一般会計から596万6千円以内を繰り入れるものとするものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

次に報告第21号、専決処分報告について（平成16年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算（第1号））につきましては、浄化槽市町村整備促進推進事業費補助金の確定及び一般会計繰入金の確定による歳入予算の組み替え補正を行ったものであります。

歳入につきましては、3款国庫支出金の浄化槽市町村整備推進事業費補助金を596万6千円減額し、4款繰入金の一般会計繰入金を同額増額するものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

報告終わります。

次に議案第35号、大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、農村総合整備統合補助事業により中仙地区に整備された農村公園を供用開始するため、当該公園の名称及び位置を条例規定するものであります。

農村公園の名称を長楽寺農村公園とし、位置は大仙市豊川字久保地内、面積は3,000平方メートルで、平成17年2月に完成し、条例の施行日を平成17年7月1日とするものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

次に議案第38号、財産の処分についてにつきましては、国土交通省が進めている雄物川中流改修に伴う家屋移転の用に供するため、協和地区に造成した住宅団地を分譲するものであります。

処分の内容であります。平成16年度に協和地区に造成した上鏡台団地住宅団地50区画、4万8,013.01平方メートルを総額3億3,609万1,070円の予定で分譲するものであり、このうち平成17年度に31区画、29戸を、残り19区画は平成18年度以降の分譲予定となっているものであります。

質疑について、財産処分する場所について、分譲価格と買収価格についての質問がありました。が、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第41号、平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入についてにつきましては、地方財政法第6条の規定に基づき、当市簡易水道事業の推進を図るため、平成17年度一般会計から3億3,445万3千円以内を繰り入れするものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第42号、平成17年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入についてにつきましては、地方財政法第6条の規定に基づき、当市公共下水道事業の推進を図るため、平成17年度一般会計から7億3,893万3千円以内を繰り入れるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第43号、平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入についてにつきましては、地方財政法第6条の規定に基づき、当市特定環境保全公共下水道事業の推進を図るため、平成17年度一般会計から8,175万4千円以内を繰り入れるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第44号、平成17年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入についてにつきましては、地方財政法第6条の規定に基づき、当市特定地域生活排水処理事業の推進を図るため、平成17年度一般会計から364万4千円以内を繰り入れるものであります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、報告第18号、報告第20号及び報告第21号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長の報告は、承認であります。本3件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、承認することに決しました。

次に議題となっております案件中、議案第35号、議案第38号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号の6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本6件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分に再開いたします。

午前11時10分 休 憩

.....  
午前11時20分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第35、議案第50号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。最初に総務常任委員長102番大山茂君。

○総務常任委員長（大山 茂君）【登壇】 議案第50号でございますけれども、当委員会に付託されました予算部分につきまして、その経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ455億6,134万6千円ありますが、所管する歳入につきまして、主なものは1款の市税は72億2,466万7千円、2款地方譲与税は14億304万3千円、10款地方交付税は184億692万6千円、10款繰越金は前年度繰越金として4億5,000万円、21款市債は57億2,610万円でございます。

次に歳出につきましては、1款議会費は5億4,577万円で、主な項目といたしましては、議員報酬・期末手当及び共済費は4億1,779万1千円、職員人件費は8,683万8千円、議会活動費は2,732万4千円などを計上しております。

次に2款総務費についてでございますけれども、総額57億8,478万6千円ありますが、所管する主な項目といたしましては、職員の人件費、総合支所を含めた庁舎管理費、総務一般管理費などの義務的経費でございます。

以上、当局より説明を受け、質疑を行ったわけでございますけれども、歳入につきましては税収についてや一時借入金、合併特例債等について質疑があり、また歳出につきましては職員人件費、庁舎備品等の購入のあり方、議会活動広報費、行政協力員経費、納税貯蓄組合等についての質疑がありましたが、当局説明を了とし、原案のとおり可決すべきことに決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に企画常任委員長134番門脇一男君。はい、134番。

○企画常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議5日目の去る6月20日に当常任委員会に審査付託となりました

議案第50号、平成17年度大仙市一般会計予算について、6月21日に常任委員会を開催し審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第50号、平成17年度大仙市一般会計予算で当企画常任委員会の所管する2款総務費と10款教育費のうち、本庁分及び各総合支所における歳出予算について、各担当課長から詳細な内容説明を受けました。

予算につきましては、2款1項3目広報費3,930万2千円は、毎月2回発行の「広報だいせん」と月1回発行の「地域版広報」及び「市勢要覧」の印刷製本費が主なものであります。

2款1項10目中、行政評価推進経費163万円は、行政と市民の双方向性の確保と開かれた市政を推進するための行政評価システムの確立を目指すもので、市民によるアンケート方式による市政評価などを実施するものであります。また、大曲仙北広域市町村圏組合事務費負担金4,840万8千円、総合計画等策定経費280万円、7月18日に大曲市民会館を会場に開催される大仙市誕生記念事業に要する経費272万8千円、他に地域住民が一堂に会する施設建設に対する経費の一部を補助する制度として、町内集落会館建設等補助金1,177万円、住民主体の地域づくり及び自治会の組織化を推進するための自治会支援等事業補助金をはじめとする自治会活動等支援事業費補助金5,298万円4千円、「男女共同参画基本計画書」や啓発パンフレットの印刷製本費をはじめとする男女共同参画推進経費178万8千円などとなっております。

2款1項12目中、電算システム統合経費3億3,815万1千円は債務負担分で、合併8市町村の電算システム統合に伴うデータ移行費及び新システムについての平成17年度支払分であります。また、地域イントラネット基盤施設管理費5,779万5千円、電子計算管理運営経費3億6,672万3千円は、システム関係の保守管理委託料が主なものであります。

2款5項1目中、国勢調査費3,928万6千円は、本年は5年に1度実施される国勢調査の年にあたっており、調査員の報酬が主なものであります。

10款6項3目中、国民体育大会準備委員会負担金961万円は、大仙市の国体実行委員会を設立し、競技団体との連携のもと諸準備を行う経費などとなっております。

委員からは、地域協議会のあり方や方向性、男女共同参画推進の目標数値、まちづくり交付金事業、自治会活動等支援事業などについて質疑がありましたが、当局からの説明を了とし、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり

可決すべきものと決した次第であります。

以上であります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に教育民生常任委員長 100 番橋本五郎君。

- 教育民生常任委員長（橋本五郎君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 50 号、平成 17 年度大仙市一般会計予算のうち、当委員会に審査付託となりました所管する主な歳出予算につきましては、3 款 1 項 1 目中、国民健康保険事業特別会計繰出金 7 億 5, 585 万円、3 款 1 項 7 目中、医療給付扶助費 5 億 6, 845 万 8 千円、4 款 2 項 1 目中、ごみ収集関係費 1 億 5, 714 万 1 千円、9 款 1 項 3 目中、消防施設・設備整備費 1 億 1, 542 万 5 千円、10 款 1 項 4 目教育振興費 6 億 9, 997 万 5 千円、10 款 2 項 1 目中、学校管理費 3 億 1, 770 万 3 千円、10 款 5 項 3 目公民館費 2 億 5, 648 万 9 千円、10 款 5 項 5 目生涯学習施設管理費 2 億 5, 647 万 3 千円、10 款 5 項 6 目文化財保護費 7, 093 万 2 千円、10 款 6 項保健体育費 4 億 5, 497 万 6 千円などであります。

国際交流事業、私立幼稚園との連携、施設の清掃業務委託、防火水槽についてはほか 2、3 の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決いたしました。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に健康福祉常任委員長 79 番小松栄治君。79 番。

- 健康福祉常任委員長（小松栄治君）【登壇】 それでは、議案第 50 号をご報告申し上げます。

議案第 50 号、平成 17 年度大仙市一般会計予算のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの 3 款民生費と 4 款の保健衛生費であります。

3 款民生費の主なものは、1 項の社会福祉総務費、身体障害者福祉費、知的障害者福祉費、精神障害者福祉費、老人福祉費、老人福祉施設費、2 項の児童福祉総務費、児童福祉施設費、認可保育所費、へき地保育所費、3 項生活保護費であります。

4 款衛生費の主なものは、保健衛生総務費、保健センター費、保健師施設費、予防費、健康づくり推進費、保健事業費です。

主な事業といたしましては、269名の民生委員・児童委員の活動を支える民生委員・児童委員活動費2,836万4千円、身体障害者の方を更正施設、養護施設、授産施設に入所される更正訓練・治療・養護・職業自活訓練の支援費1億7,561万4千円、知的障害者を更正施設、授産施設に入所させ実施する更正訓練、自立訓練に対する支援費5億6,942万4千円、長寿祝金、敬老会費委託料などの敬老の日の事業費8,348万9千円、西仙北地区に16年・17年の2カ年計画で建設されている特養ホームの「ありすの街」「ウォームハート」に対する17年度分の老人福祉施設整備事業費補助金8,400万円、今年度から新規事業で満2歳未満児を養育する保護者に月額1万円を支給する対象者を1,200人見込んでいる、すこやか子育て手当支給事業費1億4,400万円、統合保育園事業費として、中仙分5,520万1千円、協和分2億5,527万8千円、仙北分2億5,775万円、乳幼児の健康管理と児童生徒及び乳幼児の感染予防の目的に予防接種を行い、公衆衛生の向上を図る乳幼児検診及び予防接種経費8,916万2千円などであります。

質疑におきましては、はり・灸・マッサージ施術費助成事業の施術事業の指定等の基準についての質問のほか、1つ、父子家庭に対する援助について、1つ、福祉バスの借り上げについて、1つ、新設保育園の予算について、1つ、老人福祉施設用地造成事業費について、その他にも質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、民生費の予算において財源内訳の訂正等があり、各委員より厳しい意見があり、今後はこのようなことがないように当局にお願いいたしまして、報告を終わります。

以上であります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に農林商工常任委員長 21 番北村稔君。

○農林商工常任委員長（北村 稔君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 50 号、平成 17 年度大仙市一般会計予算のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費であります。

5 款労働費の主なものは、出稼対策費、シルバー人材センター運営費補助金、大仙市雇用助成金、勤労者福祉資金預託金などであります。

出稼対策費は、出稼ぎ者の安心就労のため必要な措置を講ずるものであり、出稼ぎ手帳の交付、出稼ぎ互助会の加入促進、就労前・就労中健康診断の促進、ふるさと小包の発送、地域情報の提供等を行うため 930 万 3 千円の計上であります。

大仙市雇用助成金は、大仙市における新規雇用に対して助成金を交付することにより、雇用機会の拡大を図るとともに若年層の地域定住を促進し、本市の活性化に寄与することを目的とするもので 750 万円の計上であります。

6 款農林水産業費の主なものは、農業委員会費、農業振興費、畜産業費、土地改良事業費、林業総務費などあります。

農業振興費における産地づくり推進事業は、売れる米づくりの推進、複合作物の振興による特色ある産地形成、多様な担い手の育成を目的とするもので、1 億 7,920 万 2 千円の計上であります。

また、あなたと地域の農業夢プラン応援事業は、野菜・花卉等を生産する農業者等が取得及びリースを受ける農業用機械等の経費に対し助成することにより、戦略作目の産地拡大と担い手の育成を図るものであり、9,836 万 5 千円の計上であります。

その他、営農指導センター準備費として、営農指導センター設立に向けた調査・研究のため 25 万円を計上しております。

7 款商工費の主なものは、中小企業活性化対策費、商工団体への補助金、観光推進のためのイベントに対する補助金などあります。

中小企業活性化対策費は、市内の融資需要に対処するため、市内金融機関に制度資金を預託するとともに、信用保証団体の保証料を補給、さらに中小企業の設備投資に対してその一部を利子補給し、融資環境を整備するものとして 6 億 4,138 万 9 千円の計上であります。

商工団体への補助金は、商工業者の団体である商工会議所等に対して補助することに

よって商工業の振興を図ることを目的とするものであり、3,936万8千円の計上であります。

質疑において、雇用対策助成金の交付実績についての質問のほか、出稼対策費について、中心市街地活性化対策事業費について、商工団体への補助金について、その他2、3の質疑等もありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に建設水道常任委員長91番高橋孝夫君。91番。

- 建設水道常任委員長（高橋孝夫君）【登壇】 議案第50号、平成17年度大仙市一般会計予算のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、8款土木費を60億8,264万4千円とするほか、協和大川端多目的集会施設移転事業費の2款総務費。環境衛生費、簡易水道費などの4款衛生費。国土調査費の6款農林水産業費。公共土木施設災害復旧費などの11款災害復旧費等であります。

2款総務費は、協和大川端多目的集会施設移転事業費の2,442万9千円でありませんが、特定財源として国土交通省の移転補償費を同額充当しております。

4款衛生費の主なものは、環境衛生費と簡易水道費であります。浄化槽設置整備事業費補助金の1億4,851万2千円は、浄化槽施設の補助金で231基分を予算計上しております。

簡易水道費では、小規模水道及び簡易水道組合等で実施しております一般細菌、大腸菌群等の水質検査に対する補助金と水質検査手数料として760万1千円を計上しております。

6款農林水産業費の国土調査費には、協和地区及び太田地区の計436平方キロメートルの調査を予定しており、その測量業務委託等に要する経費を計上しております。

8款土木費の主なものは、土木総務費に法定外公共物譲与申請業務委託料及び地籍集積図加除業務委託費に1,268万9千円。

道路橋梁総務費では、道路台帳整備に要する経費に2,719万4千円。

道路維持費では地下道排水ポンプ、街路灯、流雪溝等の維持管理費のほか、道路維持工事、側溝改良工事及び11トン級除雪ドーザ等の雪寒機械購入費の除雪に要する経費を計上しております。

道路新設改良費には、市単独事業及び過疎対策事業で実施する道路新設改良工事53路線のほか、辺地対策事業で実施する2路線、緊急地方道路整備事業で実施する4路線及び地方特定道路整備事業で実施する2路線の計61路線の整備に係わる測量設計業務委託、工事請負費、用地取得費等を計上しております。

交通安全施設整備費では、道路区画線、道路照明灯新設、カーブミラーの新設工事に要する経費と、これらの維持管理に係わる経費が計上しております。

都市計画費の駅東線街路整備事業費、まちづくり総合整備事業費、カントリーパーク整備事業費、まちづくり交付金事業費につきましては、着実な事業実施が図られるよう予算が計上されております。

住宅費では、市営住宅18団地508戸の維持管理に関する経費、市営住宅バリアフリー化対策事業費等の予算が計上されております。

11款災害復旧費では、大曲、西仙北、南外地区の公共土木施設災害復旧事業費が計上されております。

質疑において、都市計画事業における仙北ふれあい公園の整備について、まちづくり交付金事業について、駅東線街路整備事業について、市営住宅の駐車場について、宅地造成事業についての質問等もありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

【1番藤田和久君 2番佐藤文子君 9番安部寛治君 83番今野智君 自主退場】

○議長（加藤 勲君） これより議案第50号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【自主退場していた4君着席】

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第36、議案第76号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。100番。

○教育民生常任委員長（橋本五郎君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第76号、平成17年度大仙市一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成17年度一般会計当初予算において計上すべき市立大曲病院事業会計繰出金の計上漏れによる補正であり、大仙市一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,415万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額は457億9,550万3千円とするものであります。

補正の経緯についての質疑がありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案を原案どおり可決いたしました。

なお、本案につきましては、本会議上程後に計上漏れが発覚したことにより急遽行った補正であり、額の多少にかかわらず本来このような事態があってはならないものであります。ともすれば議会軽視にもなりかねない重大な問題でありますので、当局に対し、関係各課所間の連絡調整を強化していただき、今後このような事態を起さぬよう強く要望するものであります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時です。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第37、議案第53号から日程第44、議案第73号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に対し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長102番大山茂君。

○総務常任委員長（大山 茂君）【登壇】 総務常任委員会に付託されました8件につき、ご報告申し上げます。

初めに議案第53号、平成17年度大仙市土地取得特別会計予算については、歳入は1款一般会計繰入金として1,884万7千円。

歳出は、1款公債費に同額計上となっております。

格別の質疑等はなく当局説明を了とし、原案のとおり可決すべきことと決した次第でございます。

次に議案第67号でございますけれども、73号までご説明申し上げます。これは財産区特別会計でございますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに議案第67号について、歳入歳出それぞれ51万4千円であります。

主な項目として、歳入は繰越金として37万1千円、歳出では山林保育経費など17万1千円の計上であります。

次に議案第68号については、歳入歳出それぞれ35万7千円であり、主な項目として、歳入は土地貸付収入など18万3千円、歳出では管理会運営費など30万7千円の計上であります。

次に議案第69号については、歳入歳出それぞれ24万5千円であり、主な項目として、歳入は一般会計繰入金として21万7千円、歳出では財産区管理会費として24万円の計上であります。

次に議案第70号については、歳入歳出それぞれ233万2千円であり、主な項目としては、歳入は基金繰入金として120万円、歳出では財産造成費として134万円の

計上であります。

次に議案第71号については、歳入歳出それぞれ396万9千円であり、主な項目としては、歳入は基金繰入金として230万円、歳出では財産造成費として290万1千円の計上であります。

次に議案第72号については、歳入歳出それぞれ203万3千円であり、主な項目として、歳入は基金繰入金として160万円、歳出では財産造成費として105万3千円の計上であります。

次に議案第73号については、歳入歳出それぞれ315万5千円であり、主な項目としては、歳入は基金繰入金として290万円、歳出では財産造成費として145万5千円の計上であります。

格別の質疑等はなく当局説明を了とし、原案のとおり可決すべきことに決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第53号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第73号の8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（加藤 勲君） 次に日程第45、議案第51号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。100番。

- 教育民生常任委員長（橋本五郎君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第51号、平成17年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,486万5千円、診療所勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,558万円、歯科診療所勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,738万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、事業勘定につきましては、1款1項国民健康保険税が25億2,968万円、3款1項国庫負担金が22億1,614万4千円、4款1項診療給付費交付金が11億9,332万8千円であります。

診療所勘定につきましては、1款2項外来収入が1億4,727万1千円、5款1項他会計繰入金が1,371万1千円であります。

歯科診療所勘定につきましては、1款1項診療収入が3,023万円、4款1項他会計繰入金3,714万7千円あります。

歳出の主な内容といたしましては、事業勘定につきましては、2款1項一般被保険者療養諸費が39億5,824万7千円、2款2項退職被保険者等療養諸費が12億3,249万円、3款1項老人保健拠出金が16億9,078万7千円、4款1項介護納付金が6億4,829万4千円あります。

診療所勘定につきましては、1款1項施設管理費が1億1,580万8千円、2款1項医業費が2,040万2千円あります。

歯科診療所勘定につきましては、1款1項施設管理費が5,368万2千円、2款1項医業費865万6千円あります。

診療所勘定における医学研究奨励金の内訳、予備費の管理についてはほか2、3の質疑のあと、討論において、議案第32号の国民健康保険税の税率引き上げと同様、市民に対して重税を強いることになる本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。9番安部寛治君。9番

○9番（安部寛治君）【登壇】 国保関係に対しましては、先ほど午前中の審議におきま

して税率改正に対して反対しておりますが、理由は同じでありまして、今回の国保税賦課に関しまして増額に対する激変措置が取られてない、激変緩和措置が取られてない、それが主な理由であります。したがって、この改定に反対いたします。

○議長（加藤 勲君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

### 【起立】

○議長（加藤 勲君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第46、議案第52号から日程第49、議案第66号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。100番。

○教育民生常任委員長（橋本五郎君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第52号、平成17年度大仙市老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,282万7千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、1款1項1目医療費交付金が59億1,456万円、2款1項1目医療費国庫負担金が30億1,503万8千円、4款1項1目一般会計繰入金が8億3,180万5千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、1款1項1目一般管理費が9,693万1千円、2款1項1目医療給付費が102億3,226万9千円、1項2目医療費支給費が1億1,938万4千円であります。

格別なる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第55号、平成17年度大仙市学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,745万8千円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入につきましては、一般会計からの繰入金が6億3,648万9千円、諸収入として給食費納付金が3億7,889万5千円、市債として学校給食センター建設事業債が1億6,670万円であります。

歳出につきましては、給食事業費として給食材料費が3億8,584万5千円、調理運搬業務委託料が2億5万4千円、施設整備事業費として学校給食センター建設事業費が2億5,167万6千円であります。

臨時職員の待遇及び新設される学校給食センターについての質問等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第56号、平成17年度大仙市奨学資金特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,658万7千円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入につきましては、基金からの繰入金として1,540万4千円、奨学資金貸付金元金収入2,863万3千円であります。

歳出につきましては、奨学資金貸付金として4,640万8千円であります。

格別なる質疑もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第66号、平成17年度大仙市スキー場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,891万6千円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入につきましては、使用料収入が3,768万1千円、他会計繰入金が1,979万1千円あります。

歳出につきましては、スキー場運営費が2,767万9千円、スキー場管理費及びリフト運転費が2,978万9千円あります。

スキー場の運営についての質疑がありましたが当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号、議案第55号、議案第56号及び議案第66号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(加藤 勲君) 次に日程第50、議案第74号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。100番。

○教育民生常任委員長(橋本五郎君) 【登壇】 ご報告いたします。

議案第74号、平成17年度市立大曲病院事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ8億5,747万7千円とし、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入ゼロ円、資本的支出6,754万4千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,754万4千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金より全額補填するものであります。

主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、入院収益が5億2,381万1千円、外来収益が9,638万円であります。

収益的支出につきましては、給与費が4億9,227万1千円、光熱水費・白衣等賃借料・給食業務委託等の経費が1億4,220万1千円、有形固定資産減価償却費が8,049万円であります。

資本的支出につきましては、企業債償還金が6,642万円、器械備品購入費が12万4千円であります。

研修医の給与、企業債の償還、病院の運営等について2、3の質問等がありましたがいずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長(加藤 勲君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本件に関する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第51、議案第63号、日程第52、議案第64号及び日程第53、議案第65号の3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。健康福祉常任委員長79番小松栄治君。79番。

○健康福祉常任委員長（小松栄治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第63号、平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算につきましては、特別養護老人ホーム愛幸園、桜寿苑、峰山荘、福寿園の4会計であります。

歳入歳出は、それぞれ11億8,786万円であり、歳入の主なものは、居宅介護サービス費収入9,631万5千円、施設介護サービス費収入7億9,382万3千円、繰入金7,748万1千円、繰越金1億円などであります。

歳出の主なものは、1款職員人件費7億3,269万円、一般管理費1億8,643万7千円、2款施設介護サービス事業費1億5,588万2千円、3款公債費7,965万4千円の計上であります。

2、3の質問がありました但し当局説明を了とし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり可決するものと決した次第でございます。

次に議案第64号、平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算につきましては、老人保健施設八乙女荘、幸寿園の2つの会計であります。

歳入歳出それぞれ8億5,402万5千円であり、歳入の主なものは、居宅介護サービス費収入3,119万5千円、施設介護サービス費収入5億8,266万2千円、自己負担金収入9,635万円、一般会計繰入金1億1,037万3千円、繰越金2,000万円であります。

歳出の主なものは、1款職員人件費5億4,622万3千円、一般管理費9,131万7千円、2款短期入所生活介護サービス事業1億377万3千円、3款長期債元金償還金4,525万5千円、長期債利子償還金2,754万4千円の計上であります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第65号、平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算につきましては、老人デイサービス事業を実施している愛幸園デイサービスセンター、桜寿園併設の中仙デイサービスセンター、福寿園デイサービスセンター、デイサービスセンター南外の5事業会計であります。

歳入歳出それぞれ1億9,823万7千円であり、歳入の主なものは、通所介護費収入1億1,412万6千円、通所介護自己負担金収入1,672万9千円、一般会計繰入金6,455万2千円であります。

歳出の主なものは、1款職員人件費1億275万5千円、一般管理費1,518万4千円、2款通所介護サービス事業費6,964万7千円、3款公債費長期債元金償還金535万7千円、長期債利子償還金279万4千円の計上であります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号、議案第64号及び議案第65号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は、原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤 勲君） 次に日程第54、議案第62号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。農林商工常任委員長21番北村稔君。はい、21番。

○農林商工常任委員長（北村 稔君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第62号、平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ27億3,933万3千円とするものであります。

主なものは、歳入2款使用料及び手数料は1億82万9千円、3款県支出金は9億7,442万5千円、5款繰入金は一般会計及び基金からの繰入金として5億8,313万4千円、8款市債は9億1,120万円の計上であります。

歳出1款総務費は、農業集落排水維持管理費及び農業集落排水事業債償還基金積立金など3億579万3千円、2款事業費は6総合支所7地区の継続事業のほか、新規事業として協和総合支所の峰吉川地区の工事請負費などの補助事業費が16億3,030万5千円、単独事業費が1億3,634万5千円、3款公債費は6億195万円の計上であります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第55、議案第54号から日程第60、議案第61号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長91番高橋孝夫君。  
91番。

○建設水道常任委員長（高橋孝夫君）【登壇】 議案第54号、平成17年度大仙市土地  
区画整理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、それぞれ28億  
569万9千円とするものであります。

主な項目としては、歳入1款国庫支出金は11億7,657万2千円、2款県支出金  
は4,045万7千円、3款繰入金は一般会計からの繰入金として4億4,747万円、  
4款市債は11億4,120万円の計上であります。

歳出では、1款事業費は大曲駅前第2地区土地区画整理事業の補助事業費、単独事業  
費、県補助事業費及び住宅市街地総合整備事業費など合わせて24億8,145万3千  
円、2款公債費は3億2,424万6千円の計上であります。

質疑において、土地区画整理事業のスケジュールについての質問等もありましたが当  
局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決し  
た次第であります。

議案第57号、平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計予算につきましては、歳入  
歳出予算の総額は、それぞれ2億6,545万1千円とするものであります。

主な項目としては、歳入1款財産収入は土地売却収入として2億2,771万2千円、  
2款繰入金は一般会計繰入金として3,773万7千円の計上であります。

歳出では、2款事業費は宅地造成事業費として、払田地区、小種地区、木売沢地区、  
強首地区の合わせて2億6,535万1千円の計上であります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のと  
おり可決すべきものと決した次第であります。

議案第58号、平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入  
歳出予算の総額は、それぞれ22億2,878万9千円とするものであります。

主な項目としては、歳入2款使用料及び手数料は、水道使用料などとして3億  
9,065万円、3款国庫支出金は簡易水道等施設整備費国庫補助金で4億9,256  
万2千円、5款繰入金は一般会計繰入金として3億3,445万3千円、市債は簡易水  
道整備事業債として8億5,830万円を計上しております。

歳出では、1款総務費は職員人件費及び一般管理費として2億9,406万7千円、  
2款事業費は簡易水道事業費として、西仙北地区、中仙地区、協和地区、南外地区、仙

北地区の合わせて14億3,156万円の計上であります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第59号、平成17年度大仙市公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、それぞれ26億9,863万9千円とするものであります。

主な項目としては、歳入2款使用料及び手数料は、下水道使用料などとして2億4,470万9千円、3款国庫支出金は公共下水道事業費国庫補助金で4億670万円、4款繰入金は一般会計繰入金として7億3,893万3千円、7款市債は下水道事業債として12億2,230万円を計上しております。

歳出では、1款総務費は職員人件費及び下水道維持管理費など3億4,370万6千円、2款事業費は下水道事業費として、大曲地区、神岡地区、西仙北地区、中仙地区、仙北地区及び流域下水道事業費負担金での合わせて13億6,382万2千円の計上であります。

質疑において、下水道事業受益者分担金について、下水道事業の終末処理場についての質問等もありましたが当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第60号、平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億1,450万6千円とするものであります。

主な項目としては、歳入2款使用料及び手数料は下水道使用料などとして3,078万円、3款国庫支出金は特定環境保全公共下水道事業費国庫補助金で2,200万円、4款繰入金は一般会計繰入金として8,175万4千円、7款市債は下水道事業債として7,820万円を計上しております。

歳出では、1款総務費は職員人件費及び下水道維持管理費など3,800万7千円、2款事業費は特定環境保全公共下水道事業費として4,540万円、3款公債費は1億3,009万9千円の計上であります。

格別なる質疑等もなく当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第61号、平成17年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,164万3千円とするものであります。

主な項目としては、歳入 2 款使用料及び手数料は浄化槽使用料などとして 1, 0 8 1 万 8 千円、3 款国庫支出金は浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金で 2, 2 2 5 万 6 千円、4 款繰入金は一般会計繰入金として 3 6 4 万 4 千円、7 款市債は特定地域生活排水処理事業債として 3, 7 7 0 万円を計上しております。

歳出では、1 款総務費は浄化槽維持管理費など 1, 1 8 2 万 4 千円、2 款事業費は浄化槽整備事業費として、西仙北地区、協和地区合わせて 6, 7 8 5 万 9 千円の計上であります。

質疑において、下水道、浄化槽事業の種類について、浄化槽の排水処理についての質疑等もありましたが当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 5 4 号、議案第 5 7 号、議案第 5 8 号、議案第 5 9 号、議案第 6 0 号及び議案第 6 1 号の 6 件を一括して採決いたします。本 6 件に対する委員長報告は、原案可決であります。本 6 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本 6 件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（加藤 勲君） 次に日程第 6 1、議案第 7 5 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 9 1 番高橋孝夫君。9 1 番。

- 建設水道常任委員長（高橋孝夫君）【登壇】 議案第 7 5 号、平成 1 7 年度大仙市上水道事業会計予算につきましては、業務予定量としまして、給水戸数は 1 万 2, 6 7 7 戸、年間総配水量 4 2 5 万 1, 0 0 0 立方メートル、1 日平均配水量 1 万 1, 6 4 5 立方

メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきまして、収入として水道料金ほか7億9,147万9千円であり、支出は委託料、修繕費及び動力費等6億7,170万2千円の計上であります。

消費税を控除した純利益につきましては、8,703万8千円を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入として工事負担金、国庫補助金等5億490万円。

支出として、配水管拡張工事、石綿セメント管更新事業、宇津台浄水場配水池新設工事及び企業債元金償還金等8億6,142万5千円を見込んでおり、出資に対する財源不足額3億5,652万5千円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

質疑において、上水道事業計画について、水道施設業者について等の質問がありましたが当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（加藤 勲君） 次に日程第62、請願第1号及び日程第63、陳情第3号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長102番大山茂君。102番。

- 総務常任委員長（大山 茂君） 【登壇】 総務常任委員会に付託されました請願及び陳

情につきまして、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに請願第1号、定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書採択に関することについてでございますけれども、所得税・住民税の定率減税の縮小が平成18年度から適用されることになりましたが、納税者が実質増税になることや景気への影響から定率減税の縮小・廃止の中止を求める意見書を政府関係機関に意見書を提出してくださいという趣旨でございます。

審査の結果、調査検討を要するとの意見があり、出席委員の多数をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第でございます。

次に陳情第3号、「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求めることについてでございますけれども、「骨太方針2005」における地方税財政改革について、地方財政を拡充することや税源移譲の実施、低所得者の増税にならないようにすること。また、公務員給与の見直し、地域給の導入による給与削減は交付税の削減や地域経済に深刻な影響を与えるもので、地方自治の本旨が実現される地方税財政改革を進めるよう政府、関係機関に意見書の提出をいただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、調査検討を要するとの意見があり、出席委員の多数をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。請願第1号及び陳情第3号については、ただいまの委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本2件は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第64、陳情第2号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長100番橋本五郎君。

100番。

○教育民生常任委員長（橋本五郎君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第2号、モーテル風旅館建設に反対することについてにつきましては、下深井字新百年地内に建設計画がある当該施設について、建設が予定されている場所は生徒の通学路にもなっており、地域の子供たちの健全な育成に甚大なる悪影響を及ぼすものであるとして、建物を建設しないよう強く求めるものであり、建設中止のためにご尽力いただきたいとの趣旨であります。

モーテル類似旅館規制審査会や県の条例との関係について等質疑がありましたが、審査の結果、その願意を妥当と認め、本件は出席委員の一致をもって採択いたしました。

報告終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより陳情第2号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第65、陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長91番高橋孝夫君。91番。

○建設水道常任委員長（高橋孝夫君）【登壇】 陳情第1号、国土調査事業の県内業者育成に関することについてにつきましては、国土調査事業において県内経済の活性化を図る意味から、地元業者の活用について市当局に要請していただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、その願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。再開は2時15分に再開いたします。

午後 2時01分 休 憩

.....  
午後 2時15分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第66、議案第77号及び日程第67、議案第78号の2件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、長澤春男君の退席を求めます。

（116番長澤春男君 退席）

○議長（加藤 勲君） 提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 【登壇】 議案第77号及び議案第78号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

両案は、合併後空席となっている監査委員について、議案記載のとおり、識見を有する者のうちから選任する監査委員には旧大曲市監査委員の田牧貞夫氏を、議員のうちから選任する監査委員には議会から推薦のありました長澤春男氏をそれぞれ選任いたしました。地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。はい、47番。
- 47番（豊嶋 明君） 私の勉強不足だと思いますが、あれですか、主なる経歴というところに、例えば長澤さんの場合は太田町の経歴しか書いてございません。私は長澤さんは確かに郡の議長会の会長もやったはずなんです。俺の記憶では、私の記憶では。そういうことは書かれないものですかとこういうことです。簡単な問題です。私は、いい若い者が会長になったなと思って、彼とあまりこう言葉を交わしたことがありませんでしたけれども、本当すばらしい会長ができたなと思って喜んでおったが、今の主な経歴見ますというと、郡の会長は何もついてないと。書かれないものですか、郡のことは。
- 議長（加藤 勲君） わかりました。答弁を求めます。栗林市長、提案者。
- 市長（栗林次美君） 答弁いたします。

確かに、長澤議員につきましては郡の議長会の会長という大変重要な仕事をなされたこと十分承知しておりました。主だった経歴を出したつもりでありますけれども、大事な部分が、皆さん正直言いまして抜けておりました。長澤議員につきましては、現在の議員の皆さんも十分その辺はご承知のことと思いまして、正直申しまして、そここのところを抜けておりましたことをお詫び申し上げたいと思います。

- 47番（豊嶋 明君） 了解。
- 議長（加藤 勲君） 47番いいですか。
- 47番（豊嶋 明君） 了解です。
- 議長（加藤 勲君） 了解だそうです。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号及び議案第78号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって議案第77号及び議案第78号の2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第77号を採決いたします。本件は、同

意と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第78号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

長澤春男君の着席を求めます。

(116番長澤春男君 入場)

---

○議長(加藤 勲君) 次に日程第68、議案第79号から日程第72、議案第83号までの5件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、笹元嘉辰君の退席を求めます。

(教育長笹元嘉辰君 退席)

○議長(加藤 勲君) 提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第79号から議案第83号までの教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本5件につきましては、合併に伴い市長職務執行者が旧市町村の教育委員会委員のうちから選任していた5名の委員の任期が本日をもって満了となることから、1年任期委員として笹元嘉辰氏を、2年任期委員として伊藤甫氏を、3年任期委員として信田健氏を、4年任期委員会として後藤眞暎氏及び高橋トモ子氏をそれぞれ任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤 勲君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第83号までの5件については、会議規則第37条2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって議案第79号から議案第83号までの5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(加藤 勲君) 投票の設営のため、着席のままお待ちください。

ただいまの出席議員数は122人です。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長(加藤 勲君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定による「否」とみなします。

点呼を命じます。

○47番(豊嶋 明君) 議長いいかな、いいかな、立会人ないとうまくないんでない。

○議会事務局長(田口誠一君) 事務局からご答弁申し上げます。

投票が終わってから、議場の閉鎖を解きまして開票を行います。この際に、会議規則第31条第2項の規定により開票の立会人を指名いたします。

○134番(門脇一男君) これ5人いたんだけど、5人一括して賛成、反対するの  
か。

○議会事務局長(田口誠一君) 今、議案第79号を採決しておりますので、お一方になります。以下、5名の方1件1件となります。

○134番（門脇一男君） 5回やるの。

○議会事務局長（田口誠一君） はい。

○議長（加藤 勲君） 5回やります。いいですか。いいですか、皆さん。

点呼を命じます。ちょっと待ってください。

暫時休憩します。説明申し上げます。

午後 2時32分 休 憩

.....  
午後 2時36分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

点呼を命じます。

（事務局議席番号順に点呼、投票）

○議長（加藤 勲君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場解鎖）

○議長（加藤 勲君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に38番齊藤正俊君、60番田中喜一郎君、72番佐藤泰久君、83番今野智君、104番出原武郎君、108番佐々木忠雄君、114番高橋一志君、135番高橋長一郎君を指名いたします。よって、8君の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（加藤 勲君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数122票、有効投票117票、無効投票5票。有効投票中、賛成101、反対16。

以上のおり賛成が多数であります。よって本件は、同意することに決しました。

次に議案第80号を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○47番（豊嶋 明君） 何とおかしいものだな、議長。議長、議長、今よ数字聞いたけれども、以上のとおりで誰それ君が当選しましたと言わないといけない。同意されまして、当選でない。そうでないとだめだ。何もわからない。

○議長（加藤 勲君） もとい。笹元嘉辰君に同意されました。決定しました。どうもありがとうございます。

次に議案第80号を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（加藤 勲君） ただいまの出席議員数は122人であります。

投票箱を改めさせます。

発言してください。何ですか。

○134番（門脇一男君） 当選した笹元さんは入ってもいいんでないですか。

○議長（加藤 勲君） 一緒にやったらいいべと思って。まず今、投票箱を改めましたか。俺に見せないな。投票箱を見せないで、俺認められない。はい。

○63番（高橋篤朗君） 先ほどから後ろの方でご発言しているのは、傍聴者も退場させるべきでないかと、こういう発言のようです。閉鎖。

○129番（三浦圭光君） 議場閉鎖というのは、傍聴席のドアも閉鎖しないと議場閉鎖ならないということ言いたかったの。さっきから議場閉鎖やってる時、何名以下の方が出入りしてるんですよ。それを言いたかったんです。

○議長（加藤 勲君） そのとおりだ。職員に注意します。よくやれよ。

投票箱を私に見せてください。異状なしと言えません。

（投票箱確認）

○議長（加藤 勲君） わかりました。異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(加藤 勲君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に38番齊藤正俊さん、60番田中喜一郎さん、72番佐藤泰久さん、83番今野智さん、104番出原武郎さん、108番佐々木忠雄さん、114番高橋一志さん、135番高橋長一郎さんを指名いたします。よって、8名の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(加藤 勲君) 笹元さん、入場してください。ちょっと遅れましたけれども。

投票の結果を報告いたします。

投票総数122票、有効投票119票、無効投票3票。有効投票中、賛成92票、反対22。

以上のおり賛成が多数であります。よって本件は、伊藤甫君に同意することに決しました。

局長から発言の申し出がありますので、ちょっと許してください。

○議会事務局長(田口誠一君) 先ほど出席議員数の報告の件ですけれども、議長は採決権を持っておられますので表決権はないんですけれども、出席議員数にはカウントすることになっておりまして、私、先ほど議長の次第書の方に「122名」の出席議員ということで議長の方から報告申し上げましたけれども、出席議員は議長も含めて「123名」でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(加藤 勲君) もう1度、投票結果を訂正いたします。

投票総数122票、有効119票、無効投票3票。有効投票中、賛成97、反対22。

よって本件は、伊藤甫さんに同意することに決しました。

次に議案第81号を採決いたします。この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（加藤 勲君） ただいまの出席議員数は123人であります。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長（加藤 勲君） 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長（加藤 勲君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 勲君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（加藤 勲君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に38番齊藤正俊さん、60番田中喜一郎さん、72番佐藤泰久さん、83番今野智さん、104番出原武郎さん、108番佐々木忠雄さん、114番高橋一志さん、135番高橋長一郎さんを指名いたします。よって、8名の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（加藤 勲君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数122票、有効投票119票、無効投票3票。有効投票中、賛成88票、反対31票。

以上のおり賛成が多数であります。よって本件は、信田健さんに同意することに決

しました。

次に議案第 8 2 号を採決いたします。この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(加藤 勲君) ただいまの出席議員数は 1 2 3 人であります。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長(加藤 勲君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のために申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 7 3 条 2 項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。お願いします。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(加藤 勲君) 開票を行います。

会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に 3 8 番齊藤正俊さん、6 0 番田中喜一郎さん、7 2 番佐藤泰久さん、8 3 番今野智さん、1 0 4 番出原武郎さん、1 0 8 番佐々木忠雄さん、1 1 4 番高橋一志さん、1 3 5 番高橋長一郎さんを指名いたします。よって、8 氏の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(加藤 勲君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 2 票、有効投票 1 1 9 票、無効投票 3 票。有効投票中、賛成 8 6 票、反

対 3 3 票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって本件は、後藤眞暎さんに同意することに決しました。

次に議案第 8 3 号を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(加藤 勲君) ただいまの出席議員数は 1 2 3 人であります。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長(加藤 勲君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 7 3 条第 2 項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(加藤 勲君) 開票を行います。

会議規則第 3 1 条 2 項の規定により、立会人に 3 8 番齊藤正俊さん、6 0 番田中喜一郎さん、7 2 番佐藤泰久さん、8 3 番今野智さん、1 0 4 番出原武郎さん、1 0 8 番佐々木忠雄さん、1 1 4 番高橋一志さん、1 3 5 番高橋長一郎さんを指名いたします。よって、8 氏の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長（加藤 勲君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 122 票、有効投票 120 票、無効投票 2 票。有効投票中、賛成 35 票、反対 85 票。

以上のおり反対が多数であります。よって本件は、高橋トモ子さんに同意しないことに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第 73、議案第 84 号、日程第 74、議案第 85 号及び日程第 75、議案第 86 号の 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第 84 号から議案第 86 号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本 3 件につきましては、合併により暫定委員として選任していた佐藤幸之助氏、竹内誠一氏及び佐藤浩康氏の 3 氏を引き続き同職に選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 84 号、議案第 85 号及び議案第 86 号の 3 件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって議案第 84 号、議案第 85 号及び議案第 86 号の 3 件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第 84 号を採決いたします。

本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しまし

た。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第85号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第86号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長(加藤 勲君) 次に日程第76、議案第87号及び日程第77、議案第88号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第87号及び議案第88号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本2件につきましては、当市人権擁護委員30名のうち、来たる6月30日をもって任期満了となる工藤淳志氏、並びに来たる9月30日をもって任期満了となる和田庸子氏の後任候補者として、秋田地方法務局から推薦依頼があり、両氏を再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤 勲君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号及び議案第88号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって議案第 87 号及び議案第 88 号の 2 件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第 87 号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第 88 号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第 78、大仙市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に齋藤武氏、佐々木康浩氏、進藤高夫氏、佐々木優氏の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 4 氏を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました齋藤武氏、佐々木康浩氏、進藤高夫氏、佐々木優氏が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会委員補充員に、補充順位第1位、阿部博安氏、同第2位、佐々木誠孝氏、同第3位、佐藤章氏、同第4位、黒田正明氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4氏を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました補充順位第1位に阿部博安氏、同2位に佐々木誠孝氏、同3位に佐藤章氏、同4位に黒田正明氏が当選されました。

申し上げます。この際、会議時間を午後7時まで延長いたします。

暫時休憩します。午後4時35分に再開いたします。

午後 4時20分 休 憩

.....  
午後 4時36分 再 開

○議長(加藤 勲君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長(加藤 勲君) 日程第79、議案第89号及び日程第80、議案第90号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長(久米正雄君) 【登壇】 議案第89号及び議案第90号、大仙市助役定数条例の制定及び大仙市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定につきましては、それぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

両案は、市の3役体制を収入役を置かず、市長と助役2人体制とするための条例を制定しようとするものであります。

まず助役定数条例であります。地方自治法第161条第2項の規定により、市町村には助役1人を置くことになっておりますが、同条第3項において助役の定数を条例で増やすことができるとされておりますので、議案記載のとおり、その定数を2人とする旨を内容とした条例を制定するものであります。

次に収入役の事務を助役に兼掌させる条例であります。地方自治法第168条第2項の規定により市町村に収入役を置くことになっておりますが、同条但し書において条例で収入役を置かず、市長または助役をしてその事務を兼掌させることができるとされておりますので、市長が指定する助役に当該事務を兼掌させること、また助役に事故、あるいは欠ける事由が生じた場合には、市長が直接事務を兼掌する旨を内容とした条例を制定するものであります。

なお附則において、本条例に制定に伴い影響がある他の条例について所要の条文整理を行っており、両案とも本日から施行するものであります。

以上、議案第89号及び議案第90号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第89号及び議案第90号の2件は、総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第81、議案第91号を議題といたします。

本案は、12名の賛成者とともに鈴木隆太郎君から提出されております。よって本案は、会議規則第14条の規定による要件を満たしております。

提案理由の説明を求めます。127番鈴木隆太郎君。127番。

○127番（鈴木隆太郎君）【登壇】 提案理由を説明をさせていただきます。

今まで何回か質問しておりますので、大方のことは皆さんわかっておられると思えますけれども、まず4つあります。

第1点は、対等合併の大義を成就させたいということであり、これが提案理由の私の気持ちの中では50%ほどかなと思います。次に、議会の活性化は大仙市の活性化に役に立つのではないかという思いで、大体40%ぐらいかと思っております。あと、この議案を出すことについて正当性があると自分で判断しておりますので、その思いが9%。あと、その他1%、こういう形で、賛同者の同意も得まして議案を提出させていただきました。

正当性の部分について、多少説明をさせていただきます。

附則の3項ですが、地方自治法の中にあります合併特例法に基づいて明文化すると理由付けられておりますが、3月の議会、また先日行われました17日の質問におきましても、ここの部分に対する答弁はなされておりません。したがって、上位法に反して3月の議会でも条例が制定されたわけでありましたが、これは地方自治法に則り無効であると考えます。よって、修正する条例案を提出したということであります。

以上です。どうも。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。はい、どうぞ。何番ですか。43番。

○43番（伊藤晴通君） ありがとうございます。鈴木議員にお尋ねいたします。

議員の趣旨は非常によくわかります。また、大変言いにくいことをはっきりと言ってくださって感謝もしております。

1つお聞きしたいんですけれども、結果的には大曲市の報酬に合わせて皆さんの議員報酬が上昇するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（加藤 勲君） はい、鈴木隆太郎君。

○127番（鈴木隆太郎君）【登壇】 結果としては同じような、同じになるということです。

○議長（加藤 勲君） はい、43番。

○43番（伊藤晴通君） 今回の議員報酬の決定におきましては、在任特例期間の特殊性ということ考虑され、法定協議会でできる限り新市の財政負担を軽減しようとする善意の、及び時間的な制限からの苦肉の策としての決定であったと思います。その趣旨を了とすべき意見もあろうかと思われませんが、なるべく財政負担を軽くしようという観点から最高に合わせるのではなく最低基準に合わせるという議論はなかったか、あるいは鈴木議員のお考えはなかったかを再質問いたします。

○議長（加藤 勲君） 鈴木隆太郎君。

○127番（鈴木隆太郎君）【登壇】 まず、最低に合わせる考えはなかったかとの質問ですが、その考えはありませんでした。

あと、財政面でという、合併協議会における経緯ですか、それを尊重しなければというような趣旨の発言かと思うんですが、合併協議会というのは合併を目的にして協議会を進めてきた経緯があると思いますので、その過程において多少の不具合が出るということは、これはしょうがないことだと思います。今、私が申しているのは、地方自治

法に則って、つまり地方自治法の203条に「地方公共団体は議員に対して報酬を支給しなければならない。また、報酬の額、支給の方法等を定めなければならない」と決めてあります。この地方自治法203条では、「差別を設けてはならない」とも書かれておりませんし、「差別を設けることができる」とも書かれておりません。当局の説明は、「差別を設けてはならないとは書いてないから差別を設けることができる」という説明をされましたが、これは非常に無理のある説明であると考えます。実際、制定されました大仙市の市条例、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例、附則の第3項には……すいません、間違いました。ようするに1条で基本の報酬の額を決めているわけですが、ようするに地方自治法203条によって同じ議員に対して差を設けた報酬の支払いをすることを正当付けることは無理と判断したものと私は解します。

そこで、合併協議会の協議で合意事項ということが問題になりますが、これを明文化するために苦肉の策として附則を設けたと思われまます。非常にご苦労されたことだと思います。しかし、この附則に対して説明はなされておられません。合併特例法にそれを根拠付ける法令は一切見当たらないということです。つまり上位法に反して条例をつくってしまったということであろうかと思えます。これは無効とするとはっきりと地方自治法にうたってありますので、この際、条例を改正して、つまり修正、今回出された改正案をもって正すのが最良の道かと思えます。

○議長（加藤 勲君） 134番。門脇さん、ちょっと待ってください。これの関連の。3回目でありますので。

○43番（伊藤晴通君） 申しわけありません。

確かにですね、議員報酬は議員としての業務及び地位の反映でありまして、いたずらに低く抑制するということは好ましいことではないとも思います。ただ、最後の再々質問なんです、鈴木議員は財政負担が増えてもよいということをおっしゃるということで解釈してよろしいんですね。

○議長（加藤 勲君） 鈴木議員。

○127番（鈴木隆太郎君） そのようなことは思っておりません。

○議長（加藤 勲君） ほかに。134番門脇さん。

○134番（門脇一男君） 今の方の3回の質問でほぼ含まれてしまったんですけども、いずれ不均一報酬について納得できない面があるというのは感情的にはわからないわけでもないわけですけども、合併協議の中で在任特例を適用するということが決まって、

その適用された在任特例期間中の議員報酬をどうするかということについて協議した時に、ゼロ報酬から現行、合併前の旧市町村の現行報酬まで、あるいは均一報酬、不均一報酬とか様々出ました。出ましたけれども、最終的に、この前の一般質問で栗林市長さんをご答弁なさったように、当時、合併協議会の会長でもございましたが、調定案といますか、そういう形で当時の首長たちの調定案という形で在任特例期間中は現行、当時の現行市町村の議員報酬どおりとするというような形で合併協議会です承した経緯があると思っております。合併協議会というのは、やはり法に基づいた機関でありまして、それに基づいた決定というのは大変重要なことでして、それに基づいて条例案がつくられ、合併後の3月の臨時議会において新市の、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例というのが本議会に提案されまして可決承認をされ成立をしておるということです。これは、法的には私は専門家ではないけれども何ら落度はないというふうに考えます。

さらに鈴木隆太郎議員が今提案されたこの改正案ですけれども、前の質問者の方もご指摘されたように、不均一報酬の是正をするというのではなくて、是正をする方法は様々あるわけですけれども、この内容は1番高いところに、簡単に言いますと1番高いところに合わせる、または今制定されている費用弁償等に関する条例の第1条に「議員月額37万4千円」というふうに書かれておりますので、附則の条項を削ることによって、これを全員に適用するということになります。しかも、あなたの書かれた附則の1番下の欄を見ますと、いわゆる遡求をすると、いわゆる合併時点に遡って、これまで支払われた額は内払いとして遡求をするというふうになっております。私どもは本定例会で予算等審議しているわけですけれども、持ち寄り予算が財源、あるいは歳入不足によって大分削減されたり、基金を崩されたりして苦労して当局も組まれているわけですが、そういう中であって、我々議員の報酬だけを拡大することについては、私は納得できる立場ではありません。

したがって、今あなたがなぜこの時期に議員報酬のみを拡大することを、何の、何と申しますか、拡大するこの条例改正案を提出されたのか、あなたの真意をもう1度伺いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 鈴木隆太郎さん。

○127番（鈴木隆太郎君）【登壇】 真意と言われましても、正直に話をしたつもりですが、何回も言うようですけれども、50%は対等合併の大義の成就のため。40%は

議会の活性化は大仙市の活性化につながるのではないかという先見性といいますか、私が思ったことでございます。あとは、正当性の部門で9%。もしもっと聞きたいのであれば、その他の1%の部分かと思えますけれども、全体から言うと、いろんな、この1%の中には私個人的なことも入ってます。まず、そういうことです。

○議長（加藤 勲君） 134番、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第91号は、総務常任委員会に付託いたします。

はい、どうぞ。

○87番（小松悦歩君） 動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で採決することを望みます。

○議長（加藤 勲君） ほかに質疑ございませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい。ただいまの動議が出ましたけれども、規則には2人以上の賛成者が必要ですので、ただいまの動議の賛成の方は挙手願います。

【挙 手（2人以上の賛成者あり）】

○議長（加藤 勲君） はい、わかりました。

ちょっとお待ちください。事務整理のため、暫時休憩いたします。

午後 4時59分 休 憩

.....  
午後 5時00分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

ただいま87番小松さんから、所定の賛成者を得て委員会付託をせず本会議で論議を求める動議がありました。これに賛成する諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（加藤 勲君） 起立少数であります。よって、本動議は成立いたしません。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい、どうぞ。

○48番（小笠原悌二郎君） 今は動議が設立するかしないかではなくて、これをどう扱うかに対して賛成したんですよ。そうすると、今の人数からいけば、この動議を本会議で扱うのが会議規則に沿って進められることじゃないですか。

○議長（加藤 勲君） そのとおりだ。

暫時休憩して、事務整理します。

暫時休憩いたしまして、議会運営委員会を開催いたします。

午後 5時01分 休 憩

午後 5時33分 再 開

○議長（加藤 勲君） 大変お待たせいたしました。会議を再開いたします。

先ほど87番小松さんからの動議について、動議の取扱いについて不適切な議事進行がありましたのでお詫び申し上げたいと思います。

改めて、この件について申し上げます。87番小松君からの議案第91号について、これを委員会に付託しない動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

議案第91号を委員会に付託しない動議を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。委員会に付託しない動議のとおりと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

委員会に付託しない動議のとおりと決することに賛成の諸君、委員会に付託しない、しないという動議のとおりとすることに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 【起 立】

○議長（加藤 勲君） 起立多数であります。よって、本動議は可決されました。

議案第91号は委員会に付託はいたしません。

討論はございませんか。はい、何番ですか。

○43番（伊藤晴通君） 43番伊藤晴通です。

○議長（加藤 勲君） 43番。自席でいいです。

○43番（伊藤晴通君） 自席でいいですか。ありがとうございます。

先ほど質問させていただきましたが、新市の財政負担はできる限り軽減すべきとの観点から、まず隗より始めよという言葉もありますし、財政負担を結果的に増やす本議案については反対いたします。

○議長（加藤 勲君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい、何番ですか。

○127番（鈴木隆太郎君） 127番。

○議長（加藤 勲君） 127番。

○127番（鈴木隆太郎君） 127番鈴木隆太郎です。

採決でなく、起立ではなく、無記名による投票による採決を希望します。

（「議長、進行」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ただいま投票による表決の要求があります。この場合の要求には、会議規則第71条の規定により3人以上必要とします。よって、要求する諸君の起立を求めます。

#### 【起立】

○議長（加藤 勲君） 起立3人以上であります。投票による表決の要求は成立いたしました。よって、議案第91号の採決は無記名投票をもって行います。

（「違う、おかしい、おかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい、藤谷君。藤谷一誠君。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 進行になっております。

○73番（藤谷一誠君） 起立採決じゃなく記名投票という案が出ていますけれども、私は……無記名投票という案が出てますけれども、私は記名投票をしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 藤谷君、申しわけございません。無記名投票で宣言いたしました。それにひとつ従ってください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい。

○43番（伊藤晴通君） すいません。今のは、鈴木議員の動議は、それを提案しますと言っただけで、認めるかどうかはこれから決を取っていただかないと。

○議長（加藤 勲君） 暫時休憩します。

午後 5時41分 休 憩

午後 5時43分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

これより議案第91号を採決いたします。この採決は、無記名投票によって行います。  
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（加藤 勲君） 職員の方、人数把握してください。人数は変わりませんか。

ただいまの出席議員数は123名であります。

投票箱を改めさせます。

（投票箱確認）

○議長（加藤 勲君） 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

（事務局議席番号順に点呼、投票）

○議長（加藤 勲君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場解鎖）

○議長（加藤 勲君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に38番齊藤正俊さん、60番田中喜一郎さん、72番佐藤泰久さん、83番今野智さん、104番出原武郎さん、108番佐々木忠雄さん、114番高橋一志さん、135番高橋長一郎さんを指名いたします。

よって、8氏の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長（加藤 勲君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数122票、有効投票120票、無効投票2票。有効投票中、賛成32票、反対88票。

以上のおり反対が多数であります。よって本件は、否決されました。

暫時休憩をいたします。委員会付託のため、暫時休憩をいたします。

午後 6時03分 休 憩

.....

午後 6時05分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第82、陳情第4号及び日程第83、陳情第5号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配布の陳情文書表のおり建設水道常任委員会に付託いたします。委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 6時06分 休 憩

.....

午後 6時45分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

この際、会議時間を午後9時まで延長いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 6時45分 休 憩

.....

午後 7時21分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第79、議案第89号及び日程第80、議案第90号の2件を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長102番大山茂君。

○総務常任委員長（大山 茂君）【登壇】 本日、当委員会に審査付託になりました事件につきまして、その経過、結果につきまして順次ご報告申し上げます。

初めに議案第 89 号、大仙市助役定数条例の制定についてでございますけれども、本件は大仙市の助役の定数を 2 人とする条例の制定についてでございます。

格別の質疑等はなく当局よりの説明を了とし、本件は可決すべきものと決した次第でございます。

次に議案第 90 号、大仙市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定についてでございますけれども、本件は収入役を置かないで市長が指定する助役にその任を兼掌させる条例の制定についてでございます。

2、3 質問がございましたけれども当局よりの説明を了とし、本件は可決すべきものと決した次第でございます。

以上をもって報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第 89 号を採決いたします。本件に関する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に議題となっております案件中、議案第 90 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤 勲君） 次に日程第82、陳情第4号及び日程第83、陳情第5号の2件を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長91番高橋孝夫君。

○建設水道常任委員長（高橋孝夫君）【登壇】 ご報告の前に、大変遅れて申しわけありませんです。

ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

陳情第4号、特定共同企業体形式の発注に関することについてにつきましては、水道施設工事における地元土木建設業者と水道施設業者の特定共同企業体形式で発注されるよう、市当局に要請していただきたいとの趣旨であります。

質疑において、大仙市の発注基準との関連について、当局より現在の要綱に基づく発注状況の説明がされました。

また、特定共同企業体形式の発注については、一定の基準がある旨の説明もされました。

それに対して、公共事業の減少傾向の中にあって、B、C格付け業者にも工事発注されるように要望がなされました。

審査の結果、その趣旨を妥当と認め、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決しました。

陳情第5号、特定共同企業体形式の発注に関することについてにつきましては、陳情第4号と趣旨がほぼ同じであることから、当局の説明を省略し、その趣旨を妥当と認め、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより陳情第4号及び陳情第5号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は、採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しました。

---

○議長(加藤 勲君) 次に日程第84、意見書案第1号を議題といたします。

本案は、佐々木昌志君ほか14名から提出されております。よって、本案は会議規則第14条の規定による要件を満たしております。

提案理由の説明を求めます。7番佐々木昌志君。

(「省略」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 提案理由の説明を省略することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第37号第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって意見書案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第1号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理

は、議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第85、意見書案第2号を議題といたします。

本案は、佐々木昌志君ほか14名から提出されております。よって、本案は会議規則第14条の規定による要件を満たしております。

提案理由の説明を求めます。7番佐々木昌志君。

（「省略」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 提案理由の説明を省略することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第37号第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第2号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第86、決議案第1号を議題といたします。

本件は、全議員の提案でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに討論を行わず、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって、本件は直ちに採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま決議案第1号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長(加藤 勲君) 申し上げます。追加提案の案件で議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

午後 7時33分 休 憩

.....  
(追加議案の配付)

午後 7時54分 再 開

○議長(加藤 勲君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長から議案第92号及び議案第93号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。議案第92号及び議案第93号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題とすることに決定いたしました。

---

○議長(加藤 勲君) 追加日程第1、議案第92号及び追加日程第2、議案第93号の

2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第92号及び議案第93号の助役の選任についてご説明申し上げます。

両案は、当市の様々な課題に対処し大仙市の基礎をつくっていくため、助役2人体制を構築したいとの考えから、議案記載のとおり、総合支所や地域課題、地域振興などを担当する助役として小松隆明氏を、市の組織機構や財政、総合計画、職員研修などを担当するほか、収入役の事務を兼掌する助役として照井清司氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号及び議案第93号の2件については、会議規則第37号第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって議案第92号及び議案第93号の2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論はなしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（加藤 勲君） ただいまの出席議員数は123名であります。

投票箱を改めさせます。

（投票箱確認）

○議長（加藤 勲君） 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じ投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(加藤 勲君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に38番齊藤正俊さん、60番田中喜一郎さん、72番佐藤泰久さん、83番今野智さん、104番出原武郎さん、108番佐々木忠雄さん、114番高橋一志さん、135番高橋長一郎さんを指名いたします。よって、8名の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(加藤 勲君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数122票、有効投票119票、無効投票3票。有効投票中、賛成投票39票、反対80票。

以上のおり反対が多数であります。よって本件は、同意しないことに決しました。

これより議案第93号を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(加藤 勲君) ただいまの出席議員数は123名であります。

投票箱を改めさせます。

(投票箱確認)

○議長(加藤 勲君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて、順次名簿対照の上、投票用紙の交付を受け、投票願います。

なお、投票用紙の配付漏れは、名簿対照により確認いたします。

念のため申し上げます。本件を「可」とする諸君は「賛成」と、「否」とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局議席番号順に点呼、投票)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(加藤 勲君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に38番齊藤正俊さん、60番田中喜一郎さん、72番佐藤泰久さん、83番今野智さん、104番出原武郎さん、108番佐々木忠雄さん、114番高橋一志さん、135番高橋長一郎さんを指名いたします。よって、8名の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(加藤 勲君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数122票、有効投票120票、無効投票2票。有効投票中、賛成39票、反対81票。

以上のおり反対が多数であります。よって本件は、同意しないことに決しました。

着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 8時32分 休 憩

.....  
午後 8時34分 再 開

○議長(加藤 勲君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第3とし議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

---

○議長(加藤 勲君) 追加日程第3、会期延長の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと決議されておりますが、教育委員会委員の任命の都合によって6月28日から6月30日までの3日間延長し、6月30日を本会議第7日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) 異議なしと認めます。よって会期は、6月28日から6月30日までの3日間延長し、6月30日を本会議第7日とすることに決定いたしました。

---

○議長(加藤 勲君) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

来たる6月30日に、本会議第7日を定刻に開議にいたします。

散会いたします。長時間にわたり、ご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

午後 8時35分 散 会